

友好町村交流事業活性化補助金交付要綱

(目的)

第1 村内で主に活動している産業、教育、文化、スポーツ、芸術、観光などの団体（以下「交流団体」という。）による交流活性化を図るため、交流団体が実施する北海道様似町との交流に資する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、野田村補助金交付規則（昭和43年野田村規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助対象者)

第2 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 営利を目的とする団体でないこと。
- (2) 政治活動又は宗教活動を主目的とする団体でないこと。
- (3) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦、支持又は反対する団体でないこと。
- (4) 暴力団排除条例（平成27年野田村条例第13号）第2条第2号の規定に該当する団体でなく、かつ、第3号及び第4号の規定に該当する構成員がいないこと。
- (5) その他村長が不適当と認める団体でないこと。

(補助対象経費及び補助額等)

第3 第1に規定する補助金の交付の対象となる補助対象経費及び補助額は次のとおりとする。

補助対象経費	補助額
旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、その他村長が必要と認める経費	左欄の経費の総額 ただし、30万円を上限とする

(補助事業に要する経費の配分及び内容の変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する変更は、次に掲げる軽微な変更以外の変更とする。

- (1) 交付申請書に掲げる総事業費の、20パーセント以内の増減
- (2) 事業計画の細部の変更であつて補助金の額に影響を及ぼさない場合

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を

受領した日から起算して15日以内とする。ただし、村長が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

(提出書類及び提出期日)

第6 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(前金払)

第7 村長は、必要があると認める場合は、補助金の9割以内を前金払することができる。

2 補助対象者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、補助金前金払請求書(様式第6号)を村長に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第8 村長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 事業期間中に第2で規定する要件を満たさなくなったとき。

(補助金の返還)

第9 村長は、第8の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(要綱の失効)

第10 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(補則)

第11 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

別表（第6関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	友好町村交流事業活性化補助金交付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他村長が必要と認める書類	第1号 第2号 第3号	1部	別に定める
規則第6条の規定による書類	友好町村交流事業活性化補助金変更（中止）承認申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他村長が必要と認める書類	第4号 第2号 第3号	1部	
規則第13条の規定による書類	友好町村交流事業活性化補助金交付請求書 1 事業実績書 2 収支決算書 3 その他村長が必要と認める書類	第5号 第2号 第3号	1部	
要綱第7の規定による書類	友好町村交流事業活性化補助金前金払請求書	第6号	1部	